

令6香南市監査委員告示第8号

令和6年10月4日付け06香南監委発第24号、令6香南市監査委員告示第7号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和6年10月25日

香南市監査委員 有岡 正博

香南市監査委員 安岡 敬子

香南市監査委員 中屋 和彦

令和6年度の定期監査（徴収関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) のいちふれあいセンター等使用料について（生涯学習課）	
<p>のいちふれあいセンター等使用料の減免の対象となる団体については、香南市公民館等使用料減免に関する規則（以下「規則」という。）第2条各号で規定している。しかし、減免しようとする団体が、同条各号のどの対象団体に該当するのか、回議書及びその添付文書中で明らかにされていない事案がいくつか見られた。加えて、同条第6号「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた団体」に該当するものは、なぜ必要と認めたのか理由が不明であった。減免の根拠は回議書又はその添付文書に明確に記載すべきである。</p> <p>また、規則の別表では、防災コミュニティセンターの付属設備等は減免の対象となっていないが、佐古防災コミュニティセンターの付属設備・備品の使用料を50%減免している事案があった。別表中の中央公民館等の区分を準用しているとのことであったが、減免するのであれば規則を改めるべきである。</p> <p>利用許可の取消しについては、利用許可を取消した事案があったにもかかわらず、利用許可取消申請書は提出されていなかった。これは、利用者からのキャンセルの申出を電話連絡等の口頭により受け付けしていたためである。</p> <p>香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則第5条第1項では、</p>	<p>回議書に規則第2条のどの対象団体に該当するか確実に記載し、且つ、回議書に規則を添付し、該当する号へマーカーすることを徹底しました。</p> <p>また、上記と同様、同条第6号に該当する場合は、減免の根拠及び必要と認めた内容等を回議書に明確に記載するように徹底しました。</p> <p>佐古防災コミュニティセンターの付属設備・備品の使用料及び減免については、中央公民館等の使用料及び減免基準を準用していたが、今後は、準用を取りやめ、施設に備え付けの備品として取り扱うこととし、利用者に周知していきます。</p> <p>取消（変更）の申出は電話連絡等による口頭受理を取りやめ、利用者には取消（変更）の際は利用許可取消(変更)申請書の提出の必要性を周知し、香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則第5条第1項及び2項の規定のとおり、利用許可取消（変更）申請書等の提出を求め、公民館利用取消（変更）承認に係る通知を実施していくことを徹底しました。</p> <p>上記の内容のとおり、法令等を遵守し適正な事務の執行をするように徹底しました。</p>

<p>「利用者は、公民館の利用の取消し又は許可された事項の変更をしようとするときは、利用許可取消(変更)申請書に公民館利用許可書その他関係書類を添えて、館長に提出しなければならない。」と規定しており、同条第2項においては、「館長は、前項の申請があった場合において、利用の取消し又は許可事項の変更を承認するときは公民館利用取消(変更)承認通知書により、承認しないときはその旨を当該利用者に通知するものとする。」と規定している。今後、利用者には、取消(変更)の際は利用許可取消(変更)申請書の提出が必要であることを周知し、公民館利用取消(変更)承認通知書をもって、取消(変更)の承認を通知するよう、徹底されたい。</p> <p>以上のように、条例・規則に沿った運用がなされていない事案が散見されたことから、今一度、関係法令等を確認し、必要であれば条例等の改正を行うなど適正な対応を求めらるものである。</p>	
<p>(2) 市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費について (住宅政策課)</p>	
<p>今回の監査で、住宅使用料等の催告書発送対象者のうち3か月以上滞納している者を数名抽出し、交渉記録を確認したところ、令和5年度以降、滞納者からの連絡の内容は記録されているが、催告書・督促状発送以外に、市側から能動的に連絡を取った記録はなかった。担当者によると、明渡し請求や訴訟に繋がる案件はなかったとの事であったが、滞納状況を把握していれば、これらの案件に繋がると推察されるものが見受けられ、滞納者に対する適正な対応がされていたのか疑問を感じる。香南市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱(以下「要綱」という。)第6条では、「市長は、催告等によってもなお滞納分</p>	<p>住宅使用料等の滞納者への対応につきましては、催告書、督促状に関する通知文書の送付については適切に行っているものの、係内の債権管理体制や情報共有が不十分であったことなどから、その後の十分な取り組みが徹底できていませんでした。今後は、香南市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱及び法令に沿った事務処理に努めてまいります。</p> <p>具体的には、督促状・催告書を発送した後は、能動的に電話連絡及び自宅訪問等を実施し、納付の督促を行います。その中で、一括支払いができないと認める場合は、「滞納家賃等債務承認兼納付誓約書」の提出を求め分割納付による計画的な納付を促していきま</p>

<p>の家賃等の納付がない滞納者のうち、家賃等の滞納月数が三箇月以上である者については市営住宅の明渡し請求を行うものとする。」と規定している。また、第4条第1項では、「市長は、滞納分の家賃等を一度に支払うことができないと認める場合は、当該滞納者に滞納家賃等債務承認兼納付誓約書の提出を求めるものとする。この場合において、原則として滞納分の家賃等を毎月分割で納付することとし、2年以内に支払いを完了することを条件とするものとする。」と規定しているが、要綱どおりの取扱いができていたとは言い難い。要綱に沿った事務処理を行わなかった結果が、滞納金額に顕著に表れている。令和4年度と比較して、住宅使用料等の市営住宅に関する徴収率は低下し、滞納金額は増加している。</p> <p>滞納金額減少のためには、法令遵守により、適正な事務処理を行うことが必要である。今後は、課内における債権管理体制を整え、滞納者への対応を積極的に行う事を望むものである。</p>	<p>す。納付の督促に応じない者や、誠意ある態度に欠ける者に対しては、明け渡し請求や法的手続きに移行して、平等性・公平性の確保を念頭に適切な債権管理・回収に取り組んでいきます。</p> <p>令和6年度では、職員の法令の理解や知識習得を深めるために、研修等への参加に取り組んでいるところです。引き続き職員の徴収業務に対する知識や意識、債権管理方法の向上を図り、課内の管理体制を見直して、公平かつ合理的な債権管理及び業務遂行に努めてまいります。</p>
<p>(3) 上下水道使用料について (上下水道課)</p>	
<p>上下水道使用料の、令和5年度中に行った不納欠損処理について、対象となった債務者の交渉記録を確認したところ、本来なら時効の完成等、債権が消滅する前に、債務承認や納付誓約等の提出を求める取組を行い、債権を安易に消滅させないようにすべきところ、それが行われていなかった。また、送付した催告書は現年度分の滞納のみで、過年度分の内容は記載されておらず、債務者は催告書を見ても過年度分の滞納金額を確認することができない状態であった。加えて、香南市給水停止処分取扱要領に沿った給水停止措置は、令和5年度は行っていなかった。このような状況では、債権管理を行うにあたっての</p>	<p>令和5年度の不納欠損処理につきましては、前年度の監査においても指摘を受けており、法令の理解や知識の習得に取り組み、課内での情報共有および平等性・公平性を念頭に置いた慎重な扱いに努めることとしておりましたが、十分な取り組みができておらず、大変申し訳ございません。</p> <p>令和6年度では、年度当初から債権の適正な管理と回収に取り組むことを重点事項の一つとし、債権回収に関する研修会への参加、過去の債権管理に関する書類の再確認と係内での情報共有、債権回収に向けた手順の再確認などを行っており、誤った不納欠損処理の再発防止に努めています。</p>

<p>基本的な事務処理に関する認識が不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>前年度の徴収の定期監査では、令和4年度に不納欠損処理をした中に、不納欠損の対象とならない債権が含まれている事案について指摘している。しかし、令和4年度に誤って処理を行った同じ対象者について、令和5年度もまったく同様に不納欠損処理を行っていた。その処理の対象となった債権は、債務承認を得たことによって時効が更新され、令和5年度中においても時効は完成しないため、不納欠損処理を行うのは不適正である。また、他の債務者についても、同様に誤った不納欠損処理をしているものや、時効が完成し、債権が消滅しているにもかかわらず納付されたものを、還付又は充当処理すべきものとして捕捉できていない事例も見られた。前年度の定期監査で指摘を受け、「課として取り組む」との措置報告を受けているが、全く指摘内容を活かすことができず、大変遺憾である。</p> <p>債権は、時効に至らないよう時効の更新に努めたい。最終的に不納欠損処理を行うものであり、安易に債権を消滅させてはならない。そして、昨年度の定期監査でも述べたが、債権管理を適正に行うには、正しい知識を身に着けることが必要である。研修等を受講する機会を作り、事務の遂行に必要な知識の習得に努められたい。</p>	<p>また、料金の滞納整理に関する手続も進めており、上下水道料金滞納整理要綱を基本として、催告、給水停止の予告、給水停止の通知を行い、料金の納付等が認められない場合は、給水停止も実行しています。</p> <p>今後も、積極的に研修の機会を作るとともに職員の参加を促し、法令や事務処理に関する知識の習得を図り、市民の安心安全と、平等性・公平性の確保を念頭に適切な債権の管理・回収を行ってまいります。</p>
<p>(4) 給食費納付金について (学校教育課)</p>	
<p>給食費納付金は、個人毎の給食費の納付状況を管理する給食費システムと、日々の収入・支出等を管理する財務会計システムの両システムで管理している。通常であれば、両システムの調定金額は同額であるべきところ、調定金額が異なっていることが明らかになった。学校教育課に説明を求めたところ、</p>	<p>給食費歳入につきましては、財務システムからの収入票とあわせて、給食システムへの入力を行い、財務システムと給食システムの合致をその都度確認しています。</p> <p>調定金事務につきましては、平成29年度までは財務システムと給食システムの合致が調定処理ごとに確認できていましたが、職</p>

<p>調定誤りや調定変更抜かり等により差額が生じており、その差額については、どの債務者の給食費について調定誤り等が生じたのか、把握できていない状態であった。差額の原因について調査を行っているとのことだが、本来であれば給食費システムと財務会計システムの調定額は合致していなければならないものである。定期的に調定額と収入額を確認し、誤りがあれば修正していくことは基本的な事務処理であり、それが適正に行われていないことは、論外である。</p> <p>この状態は早急に是正しなければならない。そして、これまでの収納管理事務の見直しを行い、チェック体制を強化し、今後は二度とこのような不適正な事務処理を行うことのないよう、適正な収納管理に取り組まれない。</p>	<p>員の異動のあった平成 30 年度と翌 31 年度の 2 ヶ年につきましては調定金額の確認のみで、財務システムと給食システムの突合作業が行われていませんでした。</p> <p>なお、令和 2 年度以降につきましては、財務会計への調定時に調定金額及び調定合計金額の確認を実施し、各年度の現年調定額については、給食費システムと合致することを確認しています。</p> <p>今回の過年度調定額の財務システムと給食システムの差異は、平成 30 年、31 年度の現年調定額を適切に確認ができていなかったこと、平成 31 年度の新型コロナウイルス感染症による学級・学校閉鎖に伴う還付事務（年度内還付及び翌年度以降に還付処理）に伴う調定事務の誤りにより発生したものであり、早急に是正いたします。</p> <p>今後は、事務標準（事務処理マニュアル）を作成し、適正な事務処理につきまして、管理職をはじめ所属全体で徹底していきます。</p>
--	---